

桶川市掲示場に掲示する文書の掲示期間に関する要綱

(平成22年9月1日総務部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、掲示場に掲示する文書の掲示期間について必要な事項を定めるものとする。

(告示文書等の掲示期間)

第2条 掲示場に掲示する期間は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 法令等で公布又は告示の期間の定めのあるもの 所定の期間

(2) 条例、規則及び規程

ア 公布の日から施行するもの 公布の日から起算して15日目まで

イ 施行期日が公布の日の翌日以後であるもの 施行期日まで(ただし、その期間がアの期間以内となるときは、アの期間とする。)

(3) 告示等に実施期日が定められているもの 実施期日まで

(4) 前3号以外のもの 公示の日から起算して15日目まで

(掲示文書の撤去)

第3条 各課等は、その所管する文書を掲示した場合において、前条の期間が経過したときは、速やかに撤去するものとする。

(掲示期間経過後の文書)

第4条 第2条の期間経過後において撤去されない文書があるときは、文書担当課が撤去するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。